

# 5月12日は民生委員・児童委員の日です

☎ 福祉課 社会福祉係（民生児童委員協議会事務局） ☎ 92-7964

大正6年5月12日、現在の民生委員制度の基となる「済世顧問制度」が発足しました。この創設日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進へ決意を新たにする日として、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」が制定されました。基山町でも各区に民生委員・児童委員がいますのでお気軽にご相談ください。

## 民生委員・児童委員って？

その地域に暮らす身近な相談相手として、皆さんからの生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じるとともに、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りも行っています。



## 安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」「かまってほしくない」と訪問を断る人もいます。民生委員・児童委員には、法による守秘義務があります。皆さんからの相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。

## 相談が解決につながります

「〇〇さん、最近姿を見かけないけど大丈夫かな」「ご近所で、怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえて心配だな」…そんなときもご相談ください。身近な人の連絡で、早期対応が可能になります。

## ～「赤十字活動資金」と「国内義援金」・「海外救援金」ってどう違うの？～

日本赤十字社が募集している寄付には大きく分けて3種類あることをご存知ですか？

1つ目は「国内義援金」。国内で大規模災害が発生した際、日本赤十字社では皆さまから「国内義援金」を募り、全額を被災都道府県の義援金配分委員会に送金しています。その後、同委員会が立案した配分計画に基づいて、被災者の皆さまのもとへと義援金が届けられます。

2つ目は「海外救援金」。「国内義援金」が国内で発生する大規模災害を対象としているのに対し、「海外救援金」は海外での大規模災害や紛争時に、被災国の赤十字社が行う被災者支援活動に充てられます。主に、現地における救援活動や復興支援活動に使われています。

3つ目は「赤十字活動資金」。日本赤十字社の活動は、寄付者の皆さまに支えられています。この「赤十字活動資金」を財源として、日本赤十字社は災害時の被災者救援をはじめ、防災減災の普及啓発やボランティア育成等、さまざまな事業を行っています。

近年、国内で多発している豪雨災害などの風水害や地震。

こうした災害から「苦しんでいる人」を救うため、日本赤十字社は医療救護班派遣や救援物資（災害時用毛布、緊急セット、安眠セット等）の配分などの支援活動を行う機会が増加しています。

「赤十字活動資金」にご協力いただくことは、まさに「苦しんでいる人」に支援を届けることであり、人から人へ伝わる心のこもった支援になります。

皆さまの“想い”を、皆さまに代わり「苦しんでいる人」に届けられるよう、また、多様化する現代社会のニーズに合わせた人道支援を展開しています。

私たちの活動に終わりではなく、これからも皆さまのご支援を支えに続けてまいります。

☎ 日本赤十字社佐賀県支部 ☎ 0952-25-3108